

第2期大野町

子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

概要版



令和2年3月

大野町

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

近年、我が国において少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化等により、子ども・子育てを取り巻く社会情勢は大きく変わってきています。

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく現在の子ども・子育て支援制度は、平成 27 年の開始から 5 年が経過し、この間、本町においても「子どもの最善の利益」を主眼に、子育て世代の多様なニーズに応える教育・保育の質の向上や子ども・子育て支援事業の充実に努めてきました。

子どもに関する施策の動向として、令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化の制度が始まり、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までの子どもたち、及び住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児までの子どもたちの利用料が無償化されました。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、本町においても子どもの貧困対策の推進が課題となっています。

(2) 計画策定の目的

本町においては、子ども・子育て支援法に基づき平成 27 年 3 月に策定した「大野町子ども・子育て支援事業計画」によって親、地域、行政が、それぞれの役割を認識するとともに、支え合いのなかで子どもと子育て家庭を見守り育てていくまちづくりを推進してきました。

この計画が令和元年度末をもって終了することから、町民に対して子育て支援のニーズ調査を実施し、本町の現状や課題を分析整理し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 2 期大野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画に基づいた事業を計画的に進め、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することをめざします。

2 計画の期間

本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

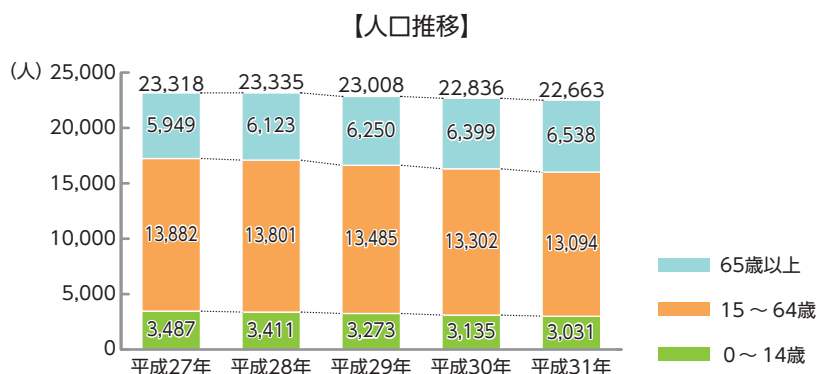
本計画は、総合計画をはじめ、福祉関連計画等と整合を図りながら策定しています。また、大野町第六次総合計画の後期計画では、「持続可能な開発目標 (SDGs)」を踏まえていることから、第 2 期大野町子ども・子育て支援事業計画についても SDGs の目標を関連付けていきます。

4 本町の子どもや子育て家庭をとりまく状況

(1) 少子高齢化の進行

本町の人口推移をみると、総人口は平成28年以降から減少しており、平成31年4月1日現在で22,663人となっています。

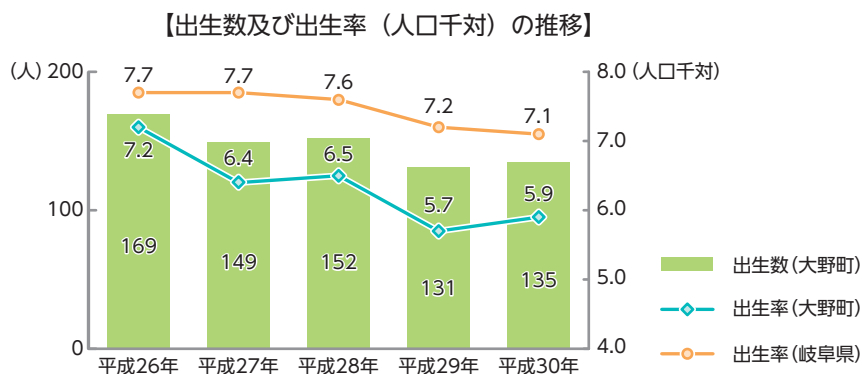
年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳と15～64歳の割合は年々減少しており、65歳以上の割合は年々増加しています。



資料：岐阜県人口動態統計調査（各年4月1日現在）

(2) 出生数・出生率の減少

本町の出生数の動向をみると、出生数・出生率は平成30年度は増加したものの、平成26年度に對してみると減少しています。また、出生率は県に比べ低く推移し、平成29年は1.5ポイント下回っています。



資料：岐阜県人口動態統計調査

(3) 子育てに関する日頃の悩みなど

大野町子育て支援に関するアンケートの結果として、子育て家庭の子育てに関する日頃の悩みの上位3位は以下の通りです。

	第1位	第2位	第3位
就学前児童	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもの教育に関すること
小学生	子どもの教育に関すること	病気や発育・発達に関すること	子どもを叱りすぎているような気がする

5 施策の体系



6 基本理念

親、地域、行政の支え合いのなかで 次代を担う子どもと子育て家庭を見守り育てていくまちづくり

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も一緒に成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

家庭を基本としつつ地域・社会・行政が相互に連携・役割分担しながら、子育て・育ちに一人ひとりが夢を持ち続けることができる“まち”として成長し、基本理念である『親、地域、行政の支え合いのなかで次代を担う子どもと子育て家庭を見守り育てていくまちづくり』を実現できるよう、子育て支援の施策を推進します。

7 基本目標と本町の取り組み

基本目標1 未来を担う子どもたちを育てます

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるようにします。

(1) 就学前教育・保育の体制確保

- 認定こども園の統廃合の推進
- 教育・保育の質の向上
- 幼稚園教諭・保育士の資質の向上
- 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

(2) 小学校への滑らかな接続

本町では、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園と小学校との相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう認定こども園と小学校の連携を強化します。

基本目標2 地域における子育て支援体制を充実します

すべての子育て世帯が妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、適切な助言や公的なサービスを受けることができるようにします。また、親子同士の交流を通し気軽に相談できる場を提供することにより必要な世帯に支援が行き届き、身近な地域でも様々な世代の人々が親子を応援できる環境づくりを推進します。

(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備

- 延長保育の実施
- 一時預かり事業
- 利用者支援

(2) 母と子どもの健康の確保

- 妊婦健康診査
- 大野町子育て世代包括支援センター事業
- 病児・病後児保育
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 離乳食相談員家庭訪問事業

(3) 児童虐待への対応の充実

- 虐待のための相談等
- 関係機関との連携強化
- 虐待防止のためのネットワークの強化
- 子ども家庭総合支援拠点の設置

基本目標3 すべての子どもの成長を支える環境を整備します

地域の中で子ども同士が安全・安心に交流できるように人々のつながりを支援しながら、居場所づくりに取り組みます。

また、配慮が必要な子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実し、安心して地域で生活できる取組を進めます。

(1) 配慮が必要な子どもへの支援

- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

(2) 地域における子どもの居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブの充実
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
- ファミリー・サポート・センター事業への取組

(3) 安全・安心なまちづくり

子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育、警察、行政、認定こども園、学校、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

基本目標4 仕事と子育ての両立を支援します

保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るために多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれる働き方を支援する取組を推進します。

(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業所に対する意識啓発を進めていきます。

(2) 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービス等の充実は必要不可欠であることから、子どもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

基本目標5 子どもの貧困対策を推進します

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、すべての子どもの心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保証され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困解消に向けて、児童の権利に関する条約に則って子どもの貧困対策を推進します。

(1) 子どもの貧困対策の実施

子どもの貧困対策として、本町では、生活困窮世帯の子どもを含む学習支援等、様々な機会を通して、地域とのつながりをつくりながら子どもの心身とともに健やかに育成する取組を進めていきます。また、子どもの貧困対策のさらなる取組として子ども食堂等の居場所づくりを検討していきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

(3) 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者ならびに子どもの生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援の充実を図ります。



8 量の見込みに対する確保方策

各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保の内容は以下の通りです。

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標値】

事業名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育・保育	1号認定（幼稚園）	人	90	87	77	74	70
	2号認定（幼稚園）	人					
	2号認定（保育園）	人	400	398	352	337	324
	3号認定（1・2歳）	人	136	131	128	124	120
	3号認定（0歳）	人	9	8	8	8	7
延長保育		人	2,000	1,980	1,960	1,940	1,920
放課後児童健全育成事業		人	268	260	256	242	235
子育て短期支援事業		人	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業		人	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
一時預かり事業（一般型）		人	700	680	660	640	620
一時預かり事業（幼稚園型）		人	12,790	12,560	12,280	12,050	11,820
病児・病後児保育事業		人	15	15	15	15	15
ファミリー・サポート・センター事業		人	ニーズを踏まえて実施				
利用者支援事業		箇所	1	1	1	1	1
妊婦健康診査		人	120	115	111	106	103
乳児家庭全戸訪問事業		人	120	115	111	106	103
養育支援訪問事業		人	20	20	20	20	20
世代包括子育てセンター事業支援	①妊娠応援プラン	件	120	115	111	106	103
	②子育て応援プラン	件	120	115	111	106	103
離乳食相談員家庭訪問事業		人	15	15	15	15	15

第2期大野町子ども・子育て支援事業計画 概要版

大野町役場 民生部 福祉課

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大野80番地

TEL：0585-34-1111 FAX：0585-34-3526